

広島県告示第千三十九号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によつて、地方港湾蒲刈港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和四年三月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県西部建設事務所呉支所において縦覧に供する。

令和三年十一月二十五日

蒲刈港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地方港湾蒲刈港放置等禁止区域

1 見戸代港一地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線、基点四から基点五を水際線で結んだ線、基点五から基点六を結んだ線及び基点六から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

- 基準点 安芸郡下蒲刈町の国土地理院四等三角点「見戸代」（北緯三四度一一分五八秒一八八四、東経一三三度四〇分一八秒六九九七、標高一二八・八五メートル）
基点一 基準点から一一三度五〇分二一秒の方向四三四・八八メートルの点
基点二 基点一から一五九度〇一分二三秒の方向八三・五八メートルの点
基点三 基点二から二七一度〇二分四六秒の方向五四・三五メートルの点
基点四 基点三から二二二度〇三分四一秒の方向一五八・三七メートルの点
基点五 基準点から一七一度一〇分三三秒の方向五七一・九七メートルの点
基点六 基点五から二三〇度一〇分四五秒の方向三〇・三二メートルの点

2 見戸代港二地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線、基点二から基点三を水際線で結んだ線、基点三から基点四を結んだ線及び基点四から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

- 基準点 安芸郡下蒲刈町の国土地理院四等三角点「見戸代」（北緯三四度一一分五八秒一八八四、東経一三三度四〇分一八秒六九九七、標高一二八・八五メートル）
基点一 基準点から一四三度三九分〇五秒の方向七六三・一三メートルの点
基点二 基点一から九八度五七分一二秒の方向二七・二四メートルの点
基点三 基準点から一五九度一三分二四秒の方向八五三・四三メートルの点
基点四 基点三から二三四度四一分〇七秒の方向三〇・二四メートルの点

3 丸谷港地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線及び基点三から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 安芸郡下蒲刈町の国土地理院四等三角点「見戸代」（北緯三四度一分五八秒一八八四、東經一三三度四〇分一八秒六九九七、標高一二八・八五メートル）

基点一 基準点から一一七度一六分五七秒の方向八五四・三六メートルの点

基点二 基点一から一三五度四一分四二秒の方向三四二・一一メートルの点

基点三 基点二から一八〇度四九分二四秒の方向七八・一三メートルの点

4 三之瀬港地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点七までの各点を順次結んだ線及び基点七から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 安芸郡下蒲刈町の国土地理院四等三角点「三之瀬」（北緯三四度一一分二一秒五六三四、東經一三三度四〇分四一秒八五〇五、標高一七五・四四メートル）

基点一 基準点から四一度〇八分四六秒の方向六八二・〇四メートルの点

基点二 基点一から七九度〇六分〇〇秒の方向三八・五一メートルの点

基点三 基点二から一〇九度二四分〇〇秒の方向五一・八六メートルの点

基点四 基点三から一七三度〇三分三五秒の方向四六・四九メートルの点

基点五 基点四から一七四度一九分二一秒の方向三〇・一〇メートルの点

基点六 基点五から一七八度三四分二九秒の方向五二・四七メートルの点

基点七 基点六から二三〇度一五分三七秒の方向二四・三八メートルの点

5 向浦港一地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線及び基点五から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 安芸郡下蒲刈町の国土地理院四等三角点「三之瀬」（北緯三四度一一分二一秒五六三四、東經一三三度四〇分四一秒八五〇五、標高一七五・四四メートル）

基点一 基準点から八七度四六分五八秒の方向七八七・八四メートルの点

基点二 基点一から三二七度四五分〇九秒の方向三五・〇三メートルの点

基点三 基点二から三四六度一三分五九秒の方向一五・三三メートルの点

基点四 基点三から一三度三六分五一秒の方向一四五・五八メートルの点

基点五 基点四から四七度一二分四四秒の方向三九・三五メートルの点

6 向浦港二地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点七までの各点を順次結んだ線及び基点七から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 安芸郡下蒲刈町の国土地理院四等三角点「三之瀬」（北緯三四度一一分二一秒五六三四、東經一三三度四〇分四一秒八五〇五、標高一七五・四四メートル）

基点一 基準点から七〇度〇九分一三秒の方向九三一・六二メートルの点

基点二 基点一から二七七度一分〇一秒の方向二一・四〇メートルの点

基点三 基点二から三三三度〇〇分五一秒の方向七・二七メートルの点

基点四 基点三から一三度五八分四四秒の方向三四・五一メートルの点

基点五 基点四から二一度四二分〇二秒の方向三七・六三メートルの点

基点六 基点五から二六度五九分一〇秒の方向二四・六六メートルの点

基点七 基点六から八九度〇二分四九秒の方向四七・四七メートルの点

7 向浦港三地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線及び基点五から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 安芸郡下蒲刈町の国土地理院四等三角点「三之瀬」（北緯三四度一一分二一秒五六三四、東經一三三度四〇分四一秒八五〇五、標高一七五・四四メートル）

基点一 基準点から六三度四九分四二秒の方向一・〇一六・〇八メートルの点

基点二 基点一から二七五度五七分四三秒の方向六〇・六二メートルの点

基点三 基点二から三三四度四七分四二秒の方向九六・三〇メートルの点

基点四 基点三から七度三六分三五秒の方向三八・三七メートルの点

二 地方港湾蒲刈港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物